

ほっかつプレミアム付商品券

取扱店募集要項

北葛城郡4町・商工会

「ほっかつプレミアム付商品券」取扱店募集要項

1. 商品券の発行概要

| | |
|--------------|---|
| 商品券名称 | 「ほっかつプレミアム付商品券」 |
| 発行者 | 上牧町・王寺町・広陵町・河合町 |
| 発行総額 | 4億4800万円 |
| 発行冊数 | 89,600冊 1冊「500円券×10枚」＝額面5,000円分を、4,000円で販売 |
| プレミアム率 | 25% |
| 取扱店負担 | 負担なし |
| 購入限度額 | 2万5千円（「購入引換券」1枚につき1冊5千円の商品券を5冊まで） |
| 購入対象者 | ①令和元年度住民税非課税者（課税基準日：平成31年1月1日） ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。 ②平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主 |
| 販売日時 | 令和元年10月1日（火）～令和2年2月28日（金） |
| 商品券利用期間 | 令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土） |
| 指定金融機関への持込期間 | 令和元年10月1日（火）～令和2年3月4日（水） |
| 商品券販売場所 | 南都銀行（馬見支店、箸尾支店、上牧支店、王寺支店、王寺南支店、西大和支店） |

2. 商品券取扱い厳守事項

- (1) 他店での転用及び、未使用商品券の直接換金は禁止します。
- (2) 商品券は物品の販売または役務の提供（※1件の支払いが5万円以内のリフォーム・修理も可）などの取引において利用可能です。
- (3) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (4) お釣りは出さないでください。不足分は現金等で受取ってください。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) お客様から商品券が提示されましたら、冊子より必要枚数を切り離して商品券のみを受取りください。
- (7) 綴りから切り離された商品券は原則使用できませんが、お客様が綴りを持っており、商品券の管理番号からその綴りのものと確認できれば、使用できます。
- (8) 商品券の対象外商品などを独自に定める場合（特売品など）は、あらかじめお客様が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示してください。
- (9) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合（特売品など）は、あらかじめお客様が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (10) 利用期限を過ぎた商品券は受取らないでください。利用期限：令和2年2月29日（土）
- (11) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(上牧町・王寺町・広陵町・河合町)は責任を負いません。

3. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気、ガス、水道、電話料金等）
- (2) 不動産や金融商品（土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等）
- (3) たばこ
- (4) 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
※料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能とする。
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、各取扱店舗が指定するもの

4. 取扱店登録にあたっての取扱店資格

上牧町・王寺町・広陵町・河合町において「事業所」、「店舗等」を有する事業者または各町が出資する事業者であること。

ただし、次の事業者を除く。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
- (2) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- (3) 上記3.【商品券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- (4) 上牧町・王寺町・広陵町・河合町の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 取扱店登録申請について

(1) 登録方法

取扱店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、別紙の「取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、以下のいずれかの方法で申請してください。(大型店、量販店、チェーン店、系列店など4町(上牧町・王寺町・広陵町・河合町)に複数の店舗を持つ事業者は、各店舗ごとに申請してください。)

<申請手順>

- ① 郵送にて申請(郵送料は店舗にてご負担をお願いします。)
- ② FAXにて申請

〒550-0013 大阪市西区新町1-16-1-6F
KNTビジネスクリエイト内
「ほっかつプレミアム付商品券取扱店受付係」宛
FAX: 050-3786-7519

(2) 登録受付期間

取扱店申込期間: 令和元年8月1日(木)～令和元年11月29日(金)

取扱店申込1次募集締切日: 令和元年8月30日(金) 必着

取扱店申込最終締切日: 令和元年11月29日(金)

※8月30日受付分までは、一覧表に店名を記載し、購入者にお渡しします。

(3) 登録

登録申請のあった事業所、店舗等については、上牧町・王寺町・広陵町・河合町での審査を経て取扱店として登録し、店頭に掲示していただく「取扱店表示ポスター・取扱店表示ステッカー」、「商品券(見本)」、「換金に必要な資材一式」、「ほっかつプレミアム付商品券取扱店マニュアル」を後日配布します。登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

6. 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- (1) 取扱店は、利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「取扱店表示ポスター・取扱店表示ステッカー」を消費者にわかりやすい場所に掲示してください。(店頭・レジカウンターなど)
- (2) 使用される商品券は、事務局が事前に配布する「見本」と間違いがないか確認してください。なお、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否していただき、すみやかに警察へ通報していただくとともに、北葛城郡4町もしくは同商工会までご連絡をお願いします。商品券の「見本」については、レジ担当者や商品券を取り扱うすべての店員に周知願います。
- (3) 取引により商品券を受取ったときは、券裏面に「受領店印」を押印するなど、再流出防止に努めてください。すでに受領印があるものは、受取を拒否してください。

7. 換金手続きについて

(1) 以下の方法にて換金の手続きが可能です。

【指定金融機関での換金（換金期間：令和元年10月1日（火）～令和2年3月4日（水））】

- ・使用済商品券と換金用伝票を指定金融機関にお持込みください。
- ・金融機関にて使用済商品券の確認を行い、お振込金額を確定します。
- ・商品券お持込み後に下記のスケジュールで指定口座に入金いたします。

| 持込期間 | 入金日 |
|---------------------|-------------|
| ・10月1日（火）～10月31日（木） | → 11月29日（金） |
| ・11月1日（金）～11月29日（金） | → 12月30日（月） |
| ・12月2日（月）～12月30日（月） | → 1月31日（金） |
| ・1月6日（月）～1月31日（金） | → 2月28日（金） |
| ・2月3日（月）～3月4日（水） | → 3月13日（金） |

- ◆換金手数料、振込手数料のご負担はございません。
- ◆上記持込期間は、平日の指定金融機関営業時間内の持込みに限定いたします。
- ◆指定金融機関は下記の通りとなります。
南都銀行（馬見支店、箸尾支店、上牧支店、王寺支店、王寺南支店、西大和支店）

(2) 詳細な商品券の換金方法については、取扱店としての登録完了後に送付させていただく「ほっかつプレミアム付商品券取扱店マニュアル」に掲載させていただく予定です。

◆換金請求期間は、

令和元年10月1日（火）～令和2年3月4日（水）までとします。この期間を過ぎてからの換金受付には応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをしてください。

◆換金用伝票と商品券の枚数が合わない場合は、

指定金融機関から取扱店様へご連絡のうえ、ご返却させていただきます。再度、商品券の枚数をご確認のうえ伝票をご記入し持ち込んでください。

8. 取扱店の取消等

取扱店「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

9. その他留意事項

その他「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、上牧町・王寺町・広陵町・河合町および同商工会が協議しその対応を決定します。

◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

| | | |
|---------|------------|--------------------|
| 【お問合せ先】 | 上牧町役場政策調整課 | TEL : 0745-76-1110 |
| | 上牧町商工会 | TEL : 0745-77-5111 |
| | 王寺町役場福祉介護課 | TEL : 0745-73-2001 |
| | 王寺町商工会 | TEL : 0745-72-5105 |
| | 広陵町役場地域振興課 | TEL : 0745-55-1001 |
| | 広陵町商工会 | TEL : 0745-55-3535 |
| | 河合町役場地域活性課 | TEL : 0745-57-0200 |
| | 河合町商工会 | TEL : 0745-56-2335 |